別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十五号の二十六を第七十五号の二十八とし、第七十五号の八から第七十五号の二十五までを二号ずつ繰り下げ、第七十五号の七を第七十五号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五の九　（四Ｓ・四ａＳ・五ａＲ・一二ａＳ）―四・七―ビス（ジメチルアミノ）―九―（[1]（一・一―ジメチルエチル）アミノ[2]アセチル[3]アミノ）―三・一〇・一二・一二ａ―テトラヒドロキシ―一・一―ジオキソ―一・四・四ａ・五・五ａ・六・一一・一二ａ―オクタヒドロテトラセン―二―カルボキサミド（別名チゲサイクリン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十五号の六を第七十五号の七とし、第七十五号の五の次に次の一号を加える。

七十五の六　一・三―ビス（二―クロロエチル）―一―ニトロソ尿素（別名カルムスチン）の製剤であって一枚中一・三―ビス（二―クロロエチル）―一―ニトロソ尿素として七・七㎎以下を含有するもの

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百十二号の四を第百十二号の五とし、第百十二号の三の次に次の一号を加える。

百十二の四　（一Ｅ・三ＲＳ）―一―（ベンゾ［ｄ］［一・三］ジオキソール―五―イル）―四・四―ジメチルペンタ―一―エン―三―オール（別名スチリペントール）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の五第一項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百五十七条第八号中「及び腹部大動脈」を「、腹部大動脈及び肺動脈」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日　農林水産大臣　郡司　彰

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十」を「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十一」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十三号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日　農林水産大臣　郡司　彰

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六十一条第一項第十六号及び第六十七条第一項第十四号

二　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第八十八条第一項第十四号

附　則

この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百六十六号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から施行する。

平成二十四年九月二十八日　内閣総理大臣　野田　佳彦

「郵便事業株式会社　郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

○法務省告示第四百十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日　法務大臣　滝　実

第二十二号中「養成施設」を「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）」に改める。

本則に次の五号を加える。

二十七　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）5の規定に基づく書面（以下「ベトナム交換公文書面」という。）により通報された者が、看護師免許を受けることを目的として、ベトナム交換公文1注釈の規定に基づき日本国政府がベトナム社会主義共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関（以下「ベトナム交換公文研修機関」という。）により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、看護師の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

二十八　ベトナム交換公文書面により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

二十九　ベトナム交換公文書面により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された介護福祉士養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動